

第5部－第2 高齢者福祉の充実

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
高齢者社会活動マッチング推進事業の会員数	2,034人	2,400人	2,700人	3,000人

市内の元気な高齢者の活動を示す指標です。能力・知識・技術・経験を持つ高齢者とそれらを必要とする市民とを、ICT(情報通信技術)等を使って結びつけることにより、高齢者の主体的な社会活動が活発になることを目指します。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
介護予防事業への参加者数	1,360人	1,450人	1,550人	1,650人

介護予防事業への参加状況を示す指標です。一人でも多くの元気な高齢者を増やすことを目指します。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
認知症サポーターの養成者数	1,950人	4,000人	5,500人	7,000人

認知症高齢者を地域で支える担い手の養成を示す指標です。認知症高齢者が、地域で安心して暮らしていけることを目指します。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画等の策定と推進

(1)「みたか高齢者憲章」に基づく施策の推進	◎ ①「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進
(2)「健康福祉総合計画2022(仮称)」の策定と推進	◎ ①「健康福祉総合計画2022(仮称)」の策定と推進(「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
(3)「介護保険事業計画」の策定と推進	◎ ①「介護保険事業計画」の策定と推進

2 積極的な社会参加の促進

(1)高齢者の就業支援	※ ①高齢者就業支援事業の推進 (「第2部－第5 消費生活の向上」参照)
(2)生きがい活動の充実	◎ ①高齢者社会活動マッチング推進事業の充実 ※ ②生涯学習、市民スポーツ活動の推進 (「第7部－第1 生涯学習の推進」「第7部－第2 市民スポーツ活動の推進」参照)

3 安全安心の生活の確保

(1)長寿社会を支える環境の整備	◎ ①バリアフリーのまちづくりの推進 (「第3部－第3 住環境の改善」参照) ※ ②心のバリアフリーの推進 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照) ③多様な住まいの誘導・促進
(2)在宅生活の支援推進	※ ①介護予防事業の推進 (「第5部－第5 健康づくりの推進」参照)

	※ ②家庭介護者への支援
	③自立支援サービスの充実
	④在宅療養の推進

4 地域の支え合いの仕組みづくりの推進

(1)「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	◎ ①地域ケア推進事業の全市展開 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ②災害時要援護者支援事業の推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ③買物環境の整備 (「第2部-第4 商業環境の整備」参照)
(2)地域を拠点としたまちづくりの推進	◎ ①地域における身近な総合相談窓口の整備と充実
	◎ ②地域資源の連携強化
	◎ ③福祉人財の養成と活動支援 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	④NPO・ボランティア団体等への支援・連携

5 権利擁護の推進

(1)認知症高齢者の支援	◎ ①認知症予防・早期発見の推進
	◎ ②認知症高齢者を支えるサービス体制の充実
	③認知症高齢者を抱える家族への支援
(2)高齢者の権利擁護の推進	※ ①権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ②成年後見制度の推進
	※ ③高齢者虐待防止の充実
	④高齢者の消費者被害防止体制の充実 (「第2部-第5 消費生活の向上」参照)

6 介護保険制度の適正な運営

(1)介護保険事業の適正な運営と基盤の充実	※ ①介護・福祉ニーズの適切な把握
	※ ②介護保険事業計画の達成状況の公開と評価
	※ ③地域密着型サービス施設等の整備
	※ ④介護老人保健施設の整備促進と連携
	⑤訪問調査・要介護認定の公平性・公正性の確保
	⑥適正な保険料の設定
	⑦24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの整備
(2)介護保険サービスの質の確保	※ ①給付適正化の推進
	※ ②第三者評価事業の推進と支援 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	③事業者情報の提供・公開の促進
	④介護保険事業者連絡協議会の支援
(3)介護保険制度の改善	①介護保険制度の改善要請

7 推進体制の整備

(1)関係機関等との連携	◎ ①保健・医療・福祉の連携 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照)
	※ ②福祉総合案内の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ③関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

Ⅲ 主要事業

1-(1)-① 「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進

1-(3)-① 「介護保険事業計画」の策定と推進

高齢者の方が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、「みたか高齢者憲章」に基づき、高齢者施策を推進します。

また、介護保険法第 117 条の規定に基づき、高齢者に関する施策を総合かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、今後の中長期的な高齢者及び高齢者を取り巻く状況等も視野に入れながら、3年ごとに介護保険事業計画を策定します。

2-(2)-① 高齢者社会活動マッチング推進事業の充実

高齢者が、地域福祉活動や地域のまちづくりの担い手として、高齢者がそれまでに培ってきた経験や知識を活用し、それを必要とする個人・団体とのマッチング推進事業の充実を図ります。また、健康で就労への意欲があるにもかかわらず場所や機会に恵まれない高齢者に対して、他機関と連携して就業の場の開拓や情報の提供を行い、高齢者の生活支援とともに、生きがい活動に対する支援を推進します。

4-(2)-① 地域における身近な総合相談窓口の整備と充実

4-(2)-② 地域資源の連携強化

長寿社会において、高齢者がいつまでも住み慣れたまちで安心して暮らしていけるよう、地域ケアの推進、地域の相談窓口としての地域包括支援センターの機能の充実を図ります。また、民生委員やほのぼのネット員、自治会・町会、関係機関・団体などによる地域での見守りを推進するとともに、その機能を十分に発揮できるよう、活動支援の充実を図ります。

5-(1)-① 認知症予防・早期発見の推進

5-(1)-② 認知症高齢者を支えるサービス体制の充実

認知症高齢者への市民の理解を深め、地域で支える仕組みづくりとして認知症サポーター等を養成します。また、認知症予防からサービス体制の一層の充実を図るため、「三鷹・武蔵野認知症連携を考える会」の取り組みを推進し、行政・医療・介護関係者による連携体制を整備します。

Ⅳ 推進事業

3-(2)-② 家庭介護者への支援

介護者である家族の介護にかかる負担感を軽減し、要介護者との関係を良好に保ち、できるだけ長く在宅での生活を継続するため、家族介護者交流事業等の充実を図ります。また、社会福祉協議会等との協働により、男性介護者に対するレスパイトケア(注1)のあり方などについて研究します。

(注1)レスパイトケア: 高齢者をもつ家族等を一時的に、その介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、リフレッシュするための援助(例: 介護者の派遣や短期入所、緊急保護等)をすることです。

5-(2)-② 成年後見制度の推進

認知症や精神疾患等により、判断能力の低下した高齢者が安心して日常生活を続けられるよう、権利擁護センターみたかと連携し、成年後見制度の推進を図るとともに、地域で支える仕組みとして市民後見人の養成を充実します。また、所得による利用格差を是正するよう後見報酬助成制度などの充実についても検討します。

5-(2)-③ 高齢者虐待防止の充実

高齢者虐待に対する啓発活動を推進します。民生委員など地域との連携強化により、虐待の予防・早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けている高齢者の安全を確保するため、緊急保護体制の強化を図ります。また、高齢者総合調整会議等を活用し、医師、弁護士など専門家の意見等を反

映させるとともに、地域包括支援センター職員への研修、事例検討会を実施するなど資質の向上を図ります。

6-(1)-① 介護・福祉ニーズの適切な把握

6-(1)-② 介護保険事業計画の達成状況の公開と評価

介護保険事業を推進するため、利用者自身が本来必要とする介護サービスが提供できる体制整備を進めるとともに、利用者のサービス等の質の向上に取り組めます。

また、高齢者が抱えている課題やニーズ等を反映するため、65歳以上の高齢者を対象とした健康調査や世論調査を実施するとともに、介護保険事業計画の達成状況や制度全般について評価を行い、その結果を公表します。

6-(1)-③ 地域密着型サービス施設等の整備

高齢者が可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、地域での生活を24時間体制で支えるために、地域密着型サービスの整備を促進します。

6-(1)-④ 介護老人保健施設の整備促進と連携

要介護者の在宅支援を目的とした介護老人保健施設の整備促進と連携を図ります。

6-(2)-① 給付適正化の推進

介護が必要な被保険者に最適な給付が行われるよう、給付適正化に取り組み、介護保険制度の適正な運営及びサービスの質の向上を図ります。

7-(1)-③ 関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

社会福祉協議会、シルバー人材センター、民生委員、地域包括支援センター等の関係機関や、介護サービス事業者、NPO、ボランティア等の関係団体等との連携により、高齢者が地域の中で、安心して年齢を重ねることができるよう、施策の充実を図ります。

V 関連個別計画

健康福祉総合計画 2022(仮称)
第五期介護保険事業計画